

# 東日本大震災の被害を受けられた方へ

## ■山武市液状化等被害住宅再建支援事業

このたびの東日本大震災で、生活の拠点である住宅や住宅の地盤に被害を受けた方の支援として、千葉県と山武市が連携し、住宅再建のための支援金を支給します。

### 1. 支援金の対象および支給額

#### (1) 支援金の対象

支援金の対象は、今回の震災が発生した際に、被害を受けた一戸建住宅(山武市内に所在するものに限る)に居住していた世帯で、表に該当する世帯です。なお、国の被災者生活再建支援制度を利用できる方は、この支援金の支給を受けることができません。

#### (2) 支援金額

一世帯あたりの支援金の上限額は、次のとおりです。

支援金の対象世帯	具体的な工事の例	支援金の上限額
①住宅の地盤が液状化などの被害により「一部損壊」の被害認定を受けた住宅を解体した世帯	○住宅の解体とは、住宅の全てを解体することをいいます。柱や基礎など、住宅の一部を残して住宅を建設する場合は含みません。	<複数世帯> 100万円
②住宅の地盤が液状化などの被害により「半壊」または「一部損壊」の被害認定を受けた住宅の地盤を復旧(住宅の基礎の修復を含む。)した世帯	○住宅の地盤復旧とは、住宅の地盤に杭打ちや薬液の注入、盛り土などを行うことをいいます。住宅の地盤でない、庭や車庫の地盤などのみを復旧する場合は含みません。 ○基礎の修復とは、住宅の土台のかさ上げや増し基礎、基礎の新設などを行うことをいいます。	<複数世帯> 100万円
③「半壊」の被害認定を受けた住宅を補修した世帯 ※住宅の応急修理制度を利用し、補修した場合を除く	○住宅の補修とは、屋根や壁、床や柱、基礎や建具、その他住宅に付帯する設備などを修理することをいいます。外塀や門扉などは含みません。	25万円

#### (3) 注意事項

- ①住宅の解体や補修、住宅地盤の復旧に要した費用が、支援金の上限額に満たない場合は、補修などに要した費用が上限額となります。
- ②上記表の①②に該当する世帯は、単独世帯(世帯員が一人)の場合、支援金額は複数世帯(世帯員が二人以上)の3/4となります。
- ③上記表の①～③の支援金を重複して受けることはできません。また、支援金の交付は1回限りです。
- ④「半壊」や「一部損壊」は、市が発行する「り災証明書」に記載されています。
- ⑤同一の住宅内で世帯分離している場合は、同一世帯として取り扱います。
- ⑥地盤被害により住宅が「半壊」の被害を受けた世帯が、地盤の復旧などをせず、住宅の補修のみを行った場合は、③に該当します。
- ⑦所得制限はありません。

### 2. 支援金の申請から支給

#### (1) 申請窓口

総務課消防防災係※審査後、指定された金融機関へ振り込みます。

#### (2) 申請期限

補修などの工事を完了させ、平成24年2月17日までに必要書類を提出してください。

#### (3) 申請時に必要な書類

次の書類をご用意ください。

- ①印鑑
- ②預金通帳
- ③契約書等
- ④その他

※詳しい内容のお問い合わせは総務課消防防災係へご連絡ください。

☎・📍 総務課消防防災係 ☎(80)1116

## 住宅応急修理制度の完了期限

平成23年東北地方太平洋沖地震における住宅の応急修理制度の終了期限が迫っています。

修理が完了していない方は早目に修理を完了し、報告書を提出されるようお願いします。

修理完了期限は、平成23年9月10日です。

📍 都市整備課 ☎(80)1192